

道路占用工事等施行仕様書

道路占用工事等の許可を受けようとする者及び受けた者は、愛川町道路占用規則第14条の規定により、次の各項に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 工事着手前に必ず道路占用工事着手届並びに道路交通法の規定による厚木警察署長の道路使用許可、愛川町消防署長・愛川町美化プラント所長及び該当学区内小中学校長に届出をし、工事に着手すること。
- 2 工事施行中は、工事箇所には柵等を設け、木製又は金属製の工事掲示板及び道路掘削許可済証に所要事項を記入して適正な位置に掲示すること。（掘削延長が50m以上の場合は2箇所以上に掲示のこと。）その他、警戒標識・注意燈・スタンド・バリケード・お願い板等を設置し、危険な場所又は相当長い区間にわたる工事箇所等については、危険防止のため200ワット以上の白色照明灯を設置すること。
- 3 厚木警察署長から指示された交通制限の内容（片側交通止、諸車交通止等）を遵守し、工事を施行すること。特に工事用資材・残土等を絶対に道路に置かないこと。
- 4 掘削延長が20m以上の工事については地元区長と協議すること。
- 5 工事中、自動車等の交通を遮断する場合は、迂回路標識を適正の位置に必ず設置すること。
- 6 通学路及び特に交通の混雑する道路の工事箇所については、工事の施行中交通整理員を配置すること。
- 7 工事の施行中、人畜・土地・家屋・その他の工作物・物件又は他人の営業等に損害を与えたときは、すべて申請者がその責を負わなければならない。
- 8 埋設管等の埋設深度については、埋設管頂部と路面との距離を1.2m以上とすること。ただし、道路地下埋設管等の埋設深度について（平成12年11月1日施行 以下「浅層化」という。）の条件を満たすことができる場合は浅層化により施行することができる。

- 9 申請図面には、本復旧及び影響範囲を平面図及び断面図において明記し、カッターライン・パッチング・マンホール・セットバック部分等の寸法確認を現地で必ず行い、掘削位置及び本復旧範囲からの寸法を記入し図面化すること。また、同一宅地等において複数掘削を行う場合は、申請者が異なる場合においても十分協議を行い、その全てを同一図面に明記すること。
- 10 舗装道を復旧する必要がある工事の場合、申請書に舗装業許可書(写)を添付し、その許可を有する者が舗装復旧の施行を行うこと。これに違反した場合は、本復旧の再施行を命じることがある。
- 11 申請図面は、メートル単位で記入し、小数点以下2位まで記入すること。
- 12 舗装道については、カッター切断とすること。
- 13 上下水道管等、下記の物件を埋設する場合は、埋設管に次の色別の表示文字等が長期にわたり退色しない良質のテープ等に名称・管理者・埋設の年等を記入して、概ね2m間隔で路床上(管上30cm)に明示すること。
- | | | | | |
|-----------|---|------------|---|-----------|
| 下水道管—茶 色 | ・ | 水道管—青 色 | ・ | ガ ス 管—緑 色 |
| 電 話 線—赤 色 | ・ | 電 力 線—オレンジ | ・ | 工業用水管—白 色 |
- 14 試掘等により他の占用物件を確認したときは、道路管理者及び占用物件管理者と協議のうえ工事を施行すること。
- 15 掘削に伴い、他の埋設管等占用物件及び表示物が露出又は損傷したときは、速やかに当該占用物件管理者に連絡し、その指示に従って措置を講ずること。
- 16 路面復旧は、別図に示す工法によることとし、埋め戻しは20cmごとに確実に締め固めること。
- 17 路面復旧は、埋め戻し後、即日仮復旧のこと。なお、即日仮復旧できない場合は、囲い・柵及びその他必要な保安設備を完全に設置し、事故防止の完全を図ること。

18 横断方向の最低舗装復旧幅は次のとおりとする。

A・B号舗装道及び歩道

(1) 舗装復旧幅がセンターラインを越えない場合にはセンターラインまでとし、センターラインの無い道路については、道路中心線まで

(2) 舗装復旧幅が道路中心線を越える場合には、既存舗装幅全幅

C号・コンクリート舗装道

既存舗装幅にかかわらず2 m

砂利道

最低復旧幅は規定しない。

19 縦断方向の最低舗装復旧幅は次のとおりとする。

A・B号舗装道については3 m

C号・コンクリート舗装道・砂利道及び歩道については2 m

20 横断方向において、舗装復旧幅が既存舗装幅の端部から1 mに満たない場合には、既存舗装端部まで復旧すること。

21 舗装復旧範囲付近に既存カッターライン・マンホール等がある場合、又は同一時期において掘削箇所が近い場合には次のとおり復旧すること。

既存カッターラインからの延長に満たない位置に舗装復旧端部がかかる場合は、既存カッターラインまで復旧すること。

同一宅地等において複数掘削を行う場合であって本復旧範囲が重なる場合、又は本復旧間の延長が の延長に満たない場合は、一括復旧すること。この場合、申請者が異なる場合においても十分協議を行い、一括復旧すること。

連続点掘の復旧部分間の距離が の延長に満たないときは、その区間を道路管理者の指示により、舗装版(表層)打換又は切削オーバーレイをすること。なお、道路構造の保全上必要な場合は、路盤からの打換指示ができるものとする。

A号舗装道... 3 m B号舗装道... 3 m

C号舗装道... 1 m 歩道... 1 m

マンホール等の端部から 50 cm に満たない位置に舗装復旧端部がかかる場合は、舗装復旧端部から見てマンホールの最遠部より 50 cm 離れた位置まで復旧すること。

22 境界杭・区画線等をできる限り避けて施行し、万が一、抜杭等の必要が生じた場合は、直ちに道路管理者の指示に従い施行、復元すること。

23 道路掘削工事が完成したときは、道路掘削工事完成届に次の工事写真を添付のうえ、完成後 10 日以内に町長に提出し、検査を受けること。なお、工事写真には、黒板に日付を書いたものを写すこととし、写真管理箇所は、原則として起終点を含め 40 m 間隔で写真管理すること。

施行前 (1) 現況写真

施行中 (1) 舗装切断掘削状況

(2) 管路等埋設状況

(3) 転圧状況 (20 cm ごと)

(4) 仮復旧完成写真

(5) 本復旧時舗装切断状況

(6) 路盤施行状況

(7) 本復旧施行状況

施行後 (1) 完成写真

24 将来、道路管理者施行の道路工事等に伴い、道路管理者において占用物件の移設、除去の必要を認めたときは、別に協議した場合のほか、占用者の負担において移設、除去すること。

25 許可後においても道路管理者が必要と認めたときは、許可を取り消し、工作物の撤去及び道路の原形復旧を命ずることができる。

26 上記各項のほか、道路法・道路法施行令等の関係法令及び道路管理者の指示を遵守すること。

27 その他、この規定に該当しない内容については、道路管理者と協議し、決定すること。

28 この規定は、平成 15 年 4 月 1 日より適用する。